

農山漁村再生可能エネルギー法の 基本方針の変更について



2019年4月12日

農林水産省
食料産業局

目次

(1) 農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針の変更について	・・・ 2
(2) 環境・SDG s /災害への対応	・・・ 3
(3) 電力をめぐる現状への対応	・・・ 4
(4) 市町村のサポート支援	・・・ 5
(5) 再エネ手法のさらなる展開・充実	・・・ 6
(6) 新目標の設定	・・・ 7
(参考) 農山漁村再生可能エネルギー法（2014年5月施行）の概要	・・・ 8
(参考) 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した事例	・・・ 9
(参考) 農山漁村再生可能エネルギー法の活用に関するアンケート のポイント（実施期間：2016年11月）	・・・ 10

(1) 農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針の変更について

・農山漁村再生可能エネルギー法（平成26年5月施行）が施行後5年となることから附則第2条に基づき検討
・市町村へのアンケート結果や関係者の意見を踏まえ、法律の枠組は維持しつつ、情勢変化を踏まえた対策の充実・強化を図るため、以下の通り基本方針を見直し、**再生可能エネルギーの自家利用・地産地消等により地域経済循環を促進し、農山漁村のさらなる活性化を図る**

現行基本方針、現状、課題

○環境・SDGs / 災害への対応

- ・脱炭素社会やSDGsへの対応
- ・自然災害の増加とこれに伴う大規模停電への対応



基本方針変更後

- ・消費者に訴求する再エネ電気の価値の見える化の推進（ロゴマークの作成等）
- ・再エネを用いた分散型エネルギーシステムの構築
- ・法令に合致した施設の耐久性、健全性の確保

○電力をめぐる現状への対応

- ・エネルギー基本計画では再エネの主力電源化を謳う一方、地方では系統制約が再エネ普及の阻害要因に
- ・電力分野におけるデジタル化技術やスマートグリッド技術の進展



- ・系統制約の克服のため、既存系統の最大限活用やネットワークコスト改革による系統増強の必要性について明記
- ・農山漁村エネルギーマネジメントシステム（VEMS）や地域新電力等により再エネの活用を図るための地産地消モデルの普及・強化

○市町村のサポート支援

- （現行）「早期のモデル事例の創出」
→実施地区拡大のためには市町村へのノウハウの共有やさらなる取組の裏付けが必要



- ・事業の高度化に向けたモデル事例のノウハウの共有化、他地域への展開を強化
- ・市町村の協議会で合意形成を図った場合のアセス条例での審査の迅速化
- ・基本計画の条例化の推奨

○再エネ手法のさらなる展開・充実

- ・農業におけるエネルギー利用の大部分は熱利用だが、再エネの活用は進んでいない
- ・再エネ導入を機に荒廃農地を再生利用し地域の農業の継続、地域活性化につなげる取組が広がりつつある



- ・バイオマスの熱電併給を促進するため地域内エコシステムの構築等を支援
- ・農地の有効活用及び農業者の所得向上に資する営農型太陽光発電を促進するため、中長期的な営農の見通しを立てるなど望ましい方向性を示すとともに、相談窓口などによる支援を充実

○新目標の設定

- 平成30年度に取組地区100地区以上
取組検討着手地区200地区以上



- 再エネを活用し農林漁業の発展を図る観点からは、経済的な規模の拡大が必要
→2023年度に取組実施地区の経済的な規模600億円（2017年度約187億円）

(2) 環境・SDG s /災害への対応

基本方針変更の方向性

- 平成27年に地球規模の環境危機を反映し、持続可能な開発目標（SDG s）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」が採択され、世界が脱炭素社会に向けて舵を切り、E S G投資などの動きが拡大している。
- こうした中、ブロックチェーン等を活用し、需要家が再エネ発電所を選択できるような取組も見られる。
- 気候変動による短時間強雨の頻度の増加や強い台風の増加等により被害を受ける可能性がある中、非常時に備えた農林漁業、食料産業や農山漁村におけるエネルギー源の多層化が求められる。

新基本方針への具体的な記載

- 再生可能エネルギーの地産地消による取組を消費者や取引先が認識し選択できるようロゴマークの作成や商品、企業、産地等の情報発信等について検討
- 「再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築の重要性」について追記
- 防災対策及び災害発生時の対応として、法令に合致した施設の耐久性、健全性の確保

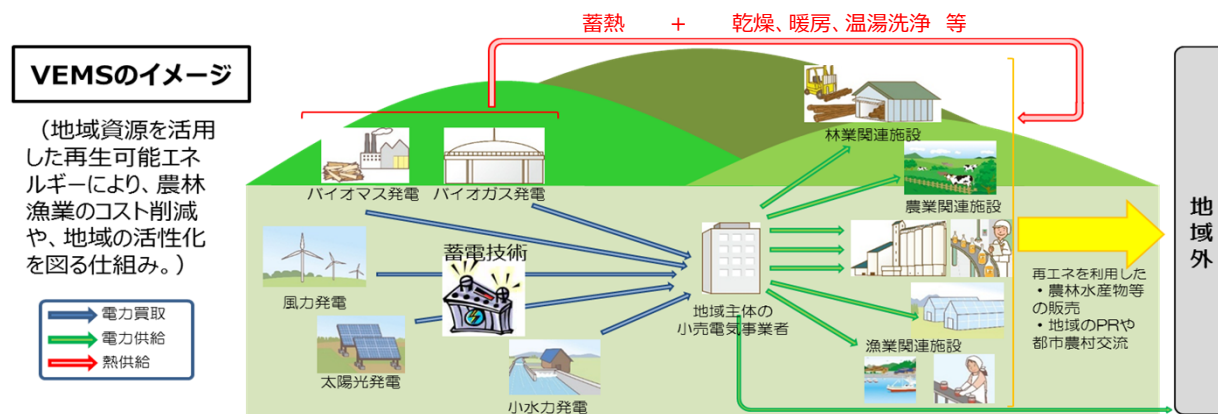
情報発信のイメージ



（３）電力をめぐる現状への対応

- 固定価格買取制度（FIT制度）により、再生可能エネルギーの導入が着実に進展している。
- エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの主力電源化を謳う一方、系統制約（※１）により、再生可能エネルギーの速やかな導入が困難となっている地域もある。
- 他方、電力分野におけるデジタル化技術やスマートグリッド技術が進展している。
- 再生可能エネルギーを地域の活性化に資するものとするためには、地域経済循環を高める視点が必要。

- 系統制約の克服のため、既存系統の最大限活用やネットワークコスト改革による系統増強の必要性について明記
- 地域新電力（※２）や農山漁村エネルギーマネジメントシステム（VEMS※３）等、地域経済循環につながる再生可能エネルギーの地産地消モデルの普及を図る。



※１ 送電線の容量不足から、新規の発電設備が配電系統に接続できないこと。

※２ 「地産地消」を目指した地域密着型の電力会社

※３ Village Energy Management System

(4) 市町村のサポート支援

基本方針変更の方向性

- 市町村においては、未利用資源や荒廃農地等を有効活用する観点から、再生可能エネルギー導入への関心が高い。
- 先行事例では、電力や売電収益を農業に活用し成果を上げている地域がある。
- 他方、基本計画の作成、協議会の運営に係る人材の不足等により、取組を断念するケースがある。
- このため、先行事例の横展開を図りつつ、市町村の関心や状況に応じたきめ細やかなサポートの充実を図ることが重要。

新基本方針への具体的な記載

- 協議会の設置・運営に対する助言等の援助として、モデル事例の共有化及び他地域の展開を行う旨を明記
- 農林漁業の健全な発展に資する取組の具体例に、実際の事例を複数追記
- 農林地所有権移転等促進事業の活用に向けた周知、未利用地等の有効活用
- 他の計画等との調和や整合性の確保の観点からも、基本計画については条例とすることが推奨される旨を追記



・売電収益を活用した例

みやま市の地域
新電力による「さくらテラス」の様子



(5) 再エネ手法のさらなる展開・充実

基本方針変更の方向性

- 農業におけるエネルギー利用の大部分は熱利用だが、再生可能エネルギーの活用は進んでいない。
 - ・ バイオマスのエネルギー利用の観点からも、発電と熱利用を併せて行うことで効率が高まり、経費の節減に寄与することが期待
 - ・ バイオマス発電の際に生じる熱を農山漁村の熱需要に有効活用し、エネルギー効率を高め事業性を向上
- 再生可能エネルギーの導入を機に荒廃農地を再生利用し地域の農業の継続、地域活性化につなげる取組が広がりつつある。

新基本方針への具体的な記載

- バイオマスの熱電併給を促進するため地域内エコシステムの構築等を支援
- 農地の有効活用及び農業者の所得向上に資する営農型太陽光発電を促進するため、中長期的な営農の見通しを立てるなど望ましい方向性を示すとともに、相談窓口などによる支援を充実

○ 営農型太陽光発電の高収益農業の実証



(6) 新目標の設定

2018
年度目標

再エネを活用し農林漁業の発展を図る取組の実施地区 100地区以上
(2017年度：79地区)
再エネを活用し農林漁業の発展を図る取組の検討着手地区 200地区以上
(2017年度：111地区)

参考：政策目標達成状況

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
取組実施地区	15地区	32地区	57地区	79地区



森林・林業基本計画では、2025年に国内燃料材の利用を約800万 m^3 とする目標を掲げており、2016年度に約450万 m^3 利用されている。
目標達成には残り約350万 m^3 の利用が必要であり、これを経済的価値へ換算すると、約392億円となる（32円/kWhと仮定）。
他の電源種と合わせて400億円以上の上積みをめざし、600億円を目指す。

2023
年度目標

再エネを活用し農林漁業の発展を図る取組実施地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る収入等の経済的な規模 600億円※
(2016年度：約187億円)

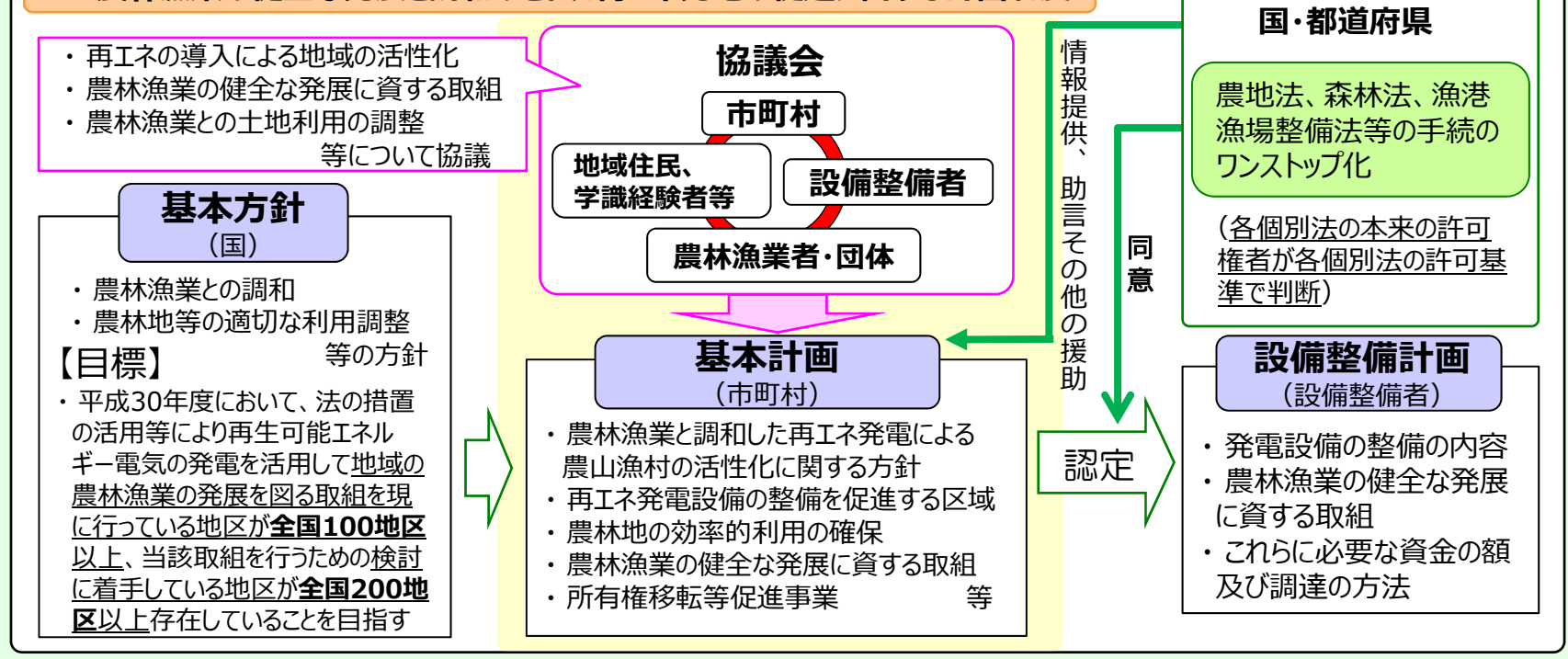
※おおよそ総農家の約2割程度の消費電力相当

(参考) 農山漁村再生可能エネルギー法 (2014年5月施行) の概要

1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度



- 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(参考) 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した事例

風力発電の売電益による地域活性化

<概要>

- 自治体：鹿児島県薩摩川内市
- 事業実施主体：(株)柳山ウインドファーム
- 発電設備：風力発電
- 発電出力：27,600kW
- 設備整備区域面積：9a
- 運転開始時期：平成26年10月
(設備整備計画認定：平成27年3月)



発電施設の外観

<特徴>

- 薩摩川内市では、平成25年3月に次世代エネルギービジョンを策定し、次世代エネルギーを活用したまちづくりを推進。一方、担い手不足や所得の低下等、農業環境は厳しい状況が続いており、再エネの普及と農林漁業の活性化を両立するため、農山漁村再エネ法に基づく基本計画を平成27年3月に作成。
- 発電した電気は全量売電。売電収入の一部を支出し、地元地区コミュニティ協議会へ寄付(年間120万円)する他、地元の農林水産物等を販売する「柳山アグリランド」に対しては、運営資金(年間150万円)の拠出や、運営自体のサポートを行う等、地域の活性化に貢献。
- 柳山アグリランドは、農林水産物の販売の他、地元食材を使用したカフェや、地域のイベントの拠点兼ねており、地域内外から15,000名を集客。

喫茶兼地産物販売所 →
「風の丘やなぎやま」内観



山林未利用材を活用した 木質バイオマス発電による林業振興

<概要>

- 自治体：大分県日田市
- 事業実施主体：
(株)グリーン発電大分
- 発電設備：木質バイオマス発電
- 発電出力：5,700kW
- 設備整備区域面積：27ha
- 運転開始時期：2013年11月
(設備整備計画認定：2016年7月22日)



発電施設の外観

<特徴>

- 既存の発電設備への本法の設備整備計画の認定により出力制御の優遇措置を受け、安定稼働を図る。
- 協議会での議論をヒントに、排余熱の農業利用に追加的に着手し、イチゴの出荷を開始。
- 未利用材を一定の価格で買い取ること、排余熱供給等による木質バイオマス発電を農林業と地域の活性化につなげる。
- 基本計画の作成についてマスコミ等を活用して情報発信することにより、日田市の取組を対外的にPR
- 作成した基本計画をはじめとする本法の活用に関する全ての情報を市のホームページに掲載することによる市民の関心を高めている。



燃料となる
山林未利用材



燃料チップ



ビニールハウス内の様子

（参考）農山漁村再生可能エネルギー法の活用に関するアンケートのポイント （実施期間：2016年11月）

調査対象

○市町村を対象
法活用中市町村
（45市町村）
（回答率100%）

法未活用市町村

- ・今後可能性あり
- ・活用予定なし 等

（1,696市町村）
（回答率62%）

担当部署：
農林漁業
エネルギー
自然環境保全
産業振興
総務・企画 他

分析結果

- 基本計画の作成状況により必要と考える支援内容に差違があるものの、市町村の多くが優良事例の情報提供、個別法や補助事業等に関する国や県のサポート、研修・勉強会を挙げている。
- 法活用の予定のない540市町村のうち、55%にあたる298市町村が、再生可能エネルギーを活用した地域の活性化に関心を寄せている。

- 農林漁業担当部署として再エネの導入に関心を有している424市町村のうち、期待する効果について、53%にあたる224市町村が「未利用資源の有効活用」について、43%にあたる184市町村が「荒廃農地の有効活用」について、それぞれ挙げている。

- 法活用の目的・理由について、法活用中の45市町村（A）のうち78%の35市町村が、法活用の可能性がある196市町村（B）のうち73%の144市町村が、再生可能エネルギーの導入による農林漁業の振興等の地域活性化と回答。
- 他市町村の取組についての関心事項として、地域活性化のための具体策（A＝56%、B＝70%）、地域への経済効果（A＝47%、B＝61%）へ高い関心が寄せられた。

改善策

関心や状況に応じた、きめ細かなサポートの充実

未利用資源や再生利用困難な荒廃農地等を有効活用する先行事例の横展開

法活用によりもたらされる経済効果を含めた地域活性化の情報提供